平成２７年（フ）第５２４号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2981番地３
債務者　日熊　大輔
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３７号
大分県日田市大字庄手629番地２（中ノ島町９班）
債務者　銭花　良徳
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第８２号
山口県光市三井５丁目２番８号、前住所山口県周南市大字安田１番地24　市営三丘住宅Ｂ棟33号
債務者　兼清　祥子（旧姓津野地）
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第９３１号
愛知県愛西市大野町茶木５番地、従前の住所愛知県津島市愛宕町１丁目67番地３
債務者　木村のり子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３７号
熊本市東区小峯２丁目４番16号　グリーンパークⅡ101号、前住所熊本市北区龍田陳内３丁目３番58―303号　コーポゴデス
債務者　上田　勇樹
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７５号
石川県加賀市箱宮町ノ43番地１　アーネストⅡ203号室、従前の住所石川県加賀市松山町ハ39番地１
債務者　高橋　道教
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月14日午後１時30分
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第１６４４号
横浜市戸塚区平戸１丁目25番２号
債務者　須原　真治
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６４５号
横浜市戸塚区平戸１丁目25番２号
債務者　須原　道子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８３４号
横浜市旭区鶴ケ峰本町１丁目47番１―407号
債務者　中山　敏幸
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７５２号
東京都昭島市つつじが丘３丁目６番11―605号
債務者　鈴木　敏子
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７９９号
東京都小金井市東町４丁目20番22号さくら東小金井ハウス
債務者　新井　　良
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８１９号
東京都三鷹市大沢３丁目７番８号ドミール・シャルマン202
債務者　川原井知一
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９２０９号
東京都練馬区大泉町２丁目32―17　パークヒルズ大泉Ｃ―102
債務者　平野りさ子
1　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２８６号
東京都練馬区桜台１丁目22―１―101
債務者　福田　　嗣
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２９７号
東京都練馬区東大泉３丁目59―５―706
債務者　花本　公夫
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３７号
北海道旭川市曙３条５丁目１番２号　コスモ曙105
債務者　上原　　登
1　決定年月日時　平成27年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部